

令和3年9月30日
令和4年度予算編成方針
市長

I 国の動向と地方財政

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、このところテンポが弱まっている。先行きについては、ワクチン接種がさらに促進され、持ち直しの動きが期待されるが、感染症の動向による下振れリスクの高まりにも注意する必要があるとしている（内閣府月例報告9月）。

このような中、政府は、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期し、雇用の確保と事業の継続を通じ、国民の命と暮らしを守り抜くとしている。

あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現している。

また、地方自治体業務改革・デジタル化、地方公営企業改革、上下水道の広域化・料金の適正化、地方財政改革を引き続き推進するとし、感染症対策として実施された地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の使途等の比較検証を行うとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとしている。なお、地方の歳出水準については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとなっている。

本市としても、こうした社会・経済情勢や国の動向に的確に対応しつつ、更なる創意工夫と主体的・能動的な姿勢をもって、来年度の予算編成に臨む必要がある。

II 市政運営の課題と今後の展開

本市は、東日本台風災害という未曾有の災害を被り、さらに災害復興の途に就いた矢先での新型コロナウイルス感染症拡大により、感染対策及びそれに伴う地域経済停滞という状況の中で、想定外の財政需要圧力が生じてきた。この台風災害、コロナ関連については、国・県をはじめ様々な方面と連携協調をとりながら、台風災害の復旧・復興を加速させ、アフターコロナ・ポストコロナを見据えつつ社会経済活動の持続を図りながら適時適切な対策に取り組んでいる。

このような状況の中、本市は、人口減少・少子高齢化による税収の減少や社会保障関係経費の増加、さらには公共施設の老朽化対策経費など、健全財政を脅かす様々な要因を抱えている。

これら負の要因に対し、今後も必要な市民サービスを安定的に供給し続けるためには、コロナ禍により落ち込んだ市内経済を、善光寺御開帳を契機にまちの賑わいを創出しながら回復し、「長期戦略2040」に掲げた新産業の創出などの推進による経済基盤の底上げにより、所得向上と税収確保に努める必要がある。また、高齢者の社会参加の促進やフレイル予防など介護予防を充実させ健康寿命の延伸を図り、社会保障関係経費の増加抑制に繋げなければならない。さらに、公共施設の今後の在り方を含めた施策事業の「選択と集中」を一層強化させるとともに、行政DXの推進など行政のスリム化・効率化を加速させ、都市機能全体の効率化を進める「スマートシティ」の実現に取り組みながら、これまで以上に「常に最少の経費で最大の効果をあげる」よう努めることが重要なとなっている。

III 予算編成の基本的な考え方

1 本市の財政状況

台風災害関連及びコロナ対策関連事業により歳入・歳出とも過去最大規模となった令和2年度一般会計決算は、44億円の実質収支も過去最大となり、10年ぶりに財政調整基金を取り崩さずに決算を締めることができた。しかしながら、これは、農業施設災害復旧に係る国庫支出金51億円が過年度分として歳入された特殊要因によるもので、言わば、この特殊要因により落ち込んだ令和元年度決算の反動であり、令和元年度を含めた2か年になると、例年並みに厳しい決算となり、財政調整基金残高も目減り傾向にある。

また、地方財政健全化法における健全化判断比率等は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回っており、健全性が保たれている状況ではあるが、起債償還額の大きさの指標である実質公債比率については、前年度と比べ悪化している状況である。

令和3年度一般会計当初予算は、「希望ある未来につなげる 安全・安心予算」を編成テーマに掲げ人口減少・少子高齢化などに伴う社会保障関係経費を確保しつつ、東日本台風災害からの復興の加速と新型コロナウイルス感染症対策の強化、ポストコロナ社会を見据えたデジタル化の推進など、市民生活の安全性を担保し未来に向けて安心を実感できる事業に予算を優先配分し、1,552億8,000万円を計上した。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業等の補正予算を重ね、9月補正後の予算額は1,590億8,670万6千円に至っている。

令和4年度の歳入は、市税について、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と見込まれ、令和3年度当初予算編成時に比べ回復することなどから、一般財源総額は、令和3年度当初予算を上回る見込みである。その一方で、歳出においては、台風災害からの復興及び新型コロナウイルス感染症対策に関する経費はもちろんのこと、年々増加する社会保障関係経費や、人件費、公債費を含む義務的経費の増加、公共施設老朽化対策事業費の増加などが見込まれる。これらにより、令和4年度予算についても確実に財源不足が見込まれる状況となっている。

令和2年度決算に基づく今後5年間にわたる財政推計によると、歳出では、扶助費など近年増加傾向にある社会保障関係経費やオリンピック施設をはじめとする公共施設の老朽化対策経費が大幅に増加する。歳入では、市税が回復傾向であり、歳出に連動して国・県補助金や市債発行が増加するものの、大幅な財源不足が生じるため、基金の取崩しでの対応を見込んでいる。このため、財政調整等3基金残高は、各年度の財源不足を補うための取崩し額が増加し、推計最終年の令和7年度には令和2年度末残高の4割が減少する見込みである。

2 基本的な考え方

(1) 躍進の幕開けとなる施策実現と健全財政の維持

高くジャンプするためには、一度沈み込まないと大きなジャンプアップはできない。台風災害、コロナショックの令和改元初期の今年度までをステップアップのための沈み込みと捉え、第五次長野市総合計画後期基本計画の初年度となる令和4年度は、善光寺御開帳を契機とした「まちの賑わい創出」を図る事業のほか、「ポストコロナ」、「長期戦略2040」、「スマートシティ」、「SDGs未来都市計画」、「行政DX」に基づく事業を積極的に推進することにより、ジャンプアップ体制を起動する年とし、「躍進の幕開けとなる施策実現」を図ることを予算編成の基本姿勢とする。

また、2月に定めた公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において、今後、公共施設の集約化・複合化や長寿命化等の推進により、施設の改修・更新に多額の経費が見込まれている。この公共施設老朽化対策を推進するため、今予算編成から所要額の要求を認める一定規模の一般財源予算を確保した「施設長寿命化枠」を設け、財政負担の平準化を図りつつ、着実に公共施設老朽化対策を実施していく。

そして、引き続き、災害復興及び新型コロナウイルス感染症対策関連事業も、確実に対応し、足元もしっかりと固めていく。そのため、これらの関連事業に予算を優先配分する。

しかしながら、従前の既存事業を抱えたまま予算優先配分事業を上乗せしたのでは、一般財源が不足することは明らかである。したがって、公共サービス提供に対するコスト意識を持ちながら歳入・歳出両面から徹底した事業の精査を行う必要がある。

歳入では、公共サービス受益に対する応益負担、応能負担の視点を持ち、歳出については、ワイスペンディング（政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること）の徹底により、メリハリのある予算とし、ICT化、広域化、業務の合理化など、行政のスリム化・効率化も進め、財政調整基金の繰入や資金手当のための市債発行に安易に頼ることのない「健全財政の維持」を前提とする。

なお、令和4年度の予算編成においては、これまでにない予算要求基準（シーリング）に緩和したところである。今予算編成においては、予算要求基準を「躍進の幕開けとなる施策実現」を図るために最大限緩和していることから、予算配分枠内での要求を必

須とともに、予算配分枠外扱いとなる「新規・拡大事業」及び「公共施設老朽化対策事業」については、総合計画推進本部会議等において選定した事業についてのみ、その要求を認めるが、要求に当たっては、再度事業内容を十分精査すること。

なお、事前の概算要求においては、一般財源が大きく不足する状態となっていることから、事業の必要性、緊急性等を十分に吟味するとともに、アイデアを生かした企画・立案による新たな財源を確保すること。

さらに、職員一人ひとりが、最少の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、歳入の確保と創意工夫による歳出節減など、健全財政に努めること。

(2) 事業の見直しと財源の確保

令和4年度予算要求に当たっては、限られた経営資源（「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」）を最大限に活用し、事業の最適化に取り組むこと。なお、各部局においては、次に掲げる項目に特に留意し、来年度予算の編成に当たること。

《歳出の抑制》

- ア 前例踏襲や守りの姿勢に陥ることなく、例外なく全ての事業の費用対効果や将来を見据えた投資効果などを検証し、必要性、緊急性等の高いものを厳選すること。
- イ 将来の社会保障関係経費の増加抑制に向けたフレイル予防事業など、健康な暮らしと社会負担の軽減につながる事業を積極的に取り入れること。
- ウ 「行政改革推進委員会行政評価部会における指示事項」及び「令和4年度予算編成に向けた指示事項」を踏まえ、事業を見直したうえ、所要額を積算すること。
- エ 指定管理者制度を導入している公共施設にあっては、事業運営のチェック及び適切な助言・指導による施設運営を行い、市民サービス向上と管理運営コストの縮減など、制度導入効果が最大限得られるよう対応すること。
- オ 公共施設や設備、人材、管理ノウハウ等を含めこれまで蓄積してきた既存ストックを最大限に有効活用すること。なお、新たな施設整備や用地取得は、「長野市公共施設個別施設計画」を前提としつつも、将来的施設ニーズやランニングコストなどの後年度負担も含め十分な検討を行い、抑制すること。
- カ インフラ施設については、安心・安全の確保を最優先に維持管理を進めること。

《財源の確保》

- キ 停滞する地域経済を新型コロナウイルス感染症拡大以前にも増して活性化し、生き生きとした日常への回帰のため、企業の育成・支援を進め産業振興や就労促進策を開発し、税収の確保につなげること。
- ク 未利用の土地・建物の売却、貸付、有料広告や各部局所管の市有財産を可能な限り有効活用し、財源確保を行うこと。また、市有財産の貸付に当たっては、適正な対価を求め、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行うこと。

- ヶ 公共施設の利用については、受益者負担を原則とし、利用者負担を求める利用料金については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」、手数料については、「当該サービスの提供コストに対する実費弁償の考え方」に基づき、適切な料金への見直しを必ず行うこと。
- ｺ 国・県の補助事業を理由に安易に事業採択を行い、後年度に多額の一般財源が生じることのないよう目先の利益優先に陥らないよう留意すること。

《その他》

- サ 東日本台風災害からの復興事業や新型コロナウイルス感染症対策事業については、経済性や合理性などにも十分に配慮しつつ優先的に取り組むこと。特に、国の経済対策に対しては、積極的な情報収集と迅速な事業着手の体制を整えること。
- シ これまでと異なる社会活動や経済活動など、ポストコロナ時代の新常態(ニュー・ノーマル)に対応していく必要があり、行政サービスにおいても、A I、I C Tの導入等による行政D Xの活用など、時代の変遷を捉えた経済的で質の高い施策へ柔軟な転換を図ること。
- ス “S D G s を原動力とした地方創生”に積極的に取り組み、現在・未来の市民とともに、住みよい持続可能なまちづくりを図ること。
- セ 働き方改革や業務効率の向上などを進め、事務事業の質・量に見合った人員の再配置等（会計年度任用職員の配置及び業務内容の見直しを含む）を図ること。
- ソ 過疎対策事業債は、令和8年度までの経過措置をもって発行できなくなるため、充当事業については、優先順位をつけ計画性をもって最大限の活用を図ること。また、既存充当事業については、廃止も含め今後の方向性を定めておくこと。

(3)国・県の予算への対応

並行して編成が進む国や県の来年度予算については、速く広く情報収集を行うとともに、本市の特性を活かした独創的な補助メニューの企画・立案を提言するなど、国への積極的な働きかけを行い、地方創生関連の交付金などの財源を最大限に確保すること。

また、国・県の施策事業について、常に注意を払い、既存の市単事業についても活用を模索すること。

なお、活用し得る国や県の制度があるにもかかわらず、市費単独で実施を計画している事業は、認めないものとする。